

技術規則に対する誤記修正

2024 年第 1 回

技術規則に対する誤記修正

2024 年 6 月 27 日発行



一般財団法人 日本海事協会

本資料について：

本資料は、本会の技術規則の誤記に関する修正を纏めたものです。

本資料でいう誤記とは、規則及び要領として規定する要件の要求事項、意図、技術背景に変更を及ぼすことのない修正をいい、例えば、誤字の修正や参照先の修正を言います。

内容

事業所承認規則 2 編 4 章 4.6.2(2)	1
事業所承認規則 3 編 14 章 14.5.2	1
鋼船規則 S 編 17 章表 S17.1	2
鋼船規則 I 編 付属書 1 2 章表 2.1.2-2	3
鋼船規則 I 編 付属書 1 2 章表 2.1.2-3	3
鋼船規則 PS 編 6 章 6.2.3-5.	4
鋼船規則 R 編 7 章 7.4.2	5
鋼船規則検査要領 B 編 B2 B2.3.2-5.	6
鋼船規則検査要領 D 編 D15 D15.4.7	7
鋼船規則検査要領 W 編 W1 W1.1.2.	8
鋼船規則検査要領 GF 編 GF6 GF6.4.6-2.	9
鋼船規則検査要領 M 編 M2 表 M2.1.1-3.	10
鋼船規則検査要領 M 編 M2 表 M2.1.1-4.	11
鋼船規則検査要領 M 編 M2 M2.2.1-1	11
鋼船規則検査要領 M 編 M2 M2.2.2-1	12
鋼船規則検査要領 M 編 M2 M2.4.1-2	12
鋼船規則検査要領 M 編 M4 表 M4.3.1-2.	13
鋼船規則検査要領 M 編 M6 M6.1.3-2	13
鋼船規則検査要領 M 編 M6 M6.2.11-2	13
荷役集中監視制御設備規則検査要領 2 章 2.2.2-1.	14

事業所承認規則 2 編 4 章 4.6.2(2)

正	現行	備考
承認試験 (1) 承認試験は、生産ラインから選ばれた標準的な過給機に対して行うものとする。 (2) 承認試験では、鋼船規則 D 編 2.6.1-4.に定める動的釣合試験及び同-5.に定める動的釣合試験及び過速度試験を実施する。	承認試験 (1) 承認試験は、生産ラインから選ばれた標準的な過給機に対して行うものとする。 (2) 承認試験では、鋼船規則 D 編 2.6.1-4.に定める動的釣合試験及び同-5.に定める過速度試験を実施する。	文言修正

事業所承認規則 3 編 14 章 14.5.2

正	現行	備考
騒音計測の報告書は、各々の船舶について作成しなければならない。報告書は、船上の様々な場所における音圧レベルについての情報を含み、各々の規定の測定点における計測結果を示すものでなければならない。測定箇所は、一般配置図又は報告書に添付された居住区の図面等を用い、識別できるように記載されていなければならない。報告書は、鋼船規則検査要領—B 編附属書 B22.3.1-1.(H)2.の書式例 1 に従って作成しなければならない。	騒音計測の報告書は、各々の船舶について作成しなければならない。報告書は、船上の様々な場所における音圧レベルについての情報を含み、各々の規定の測定点における計測結果を示すものでなければならない。測定箇所は、一般配置図又は報告書に添付された居住区の図面等を用い、識別できるように記載されていなければならない。報告書は、鋼船規則検査要領 B 編附属書 B2.3.1-1.(11)の書式例 1 に従って作成しなければならない。	参照先の修正

鋼船規則 S 編 17 章表 S17.1

正							現行										備考
表 S17.1 最低要件一覧表																	
a		c	d	e	f	g	h	i'	i''	i'''	j	k	l	n	o		
品名		汚染分類	危険性	船型	タンク形式	通気装置	環境制御	電気設備			計測装置	ガス検知装置	消火剤等	呼吸及び目保護具	特別要件		
日本語名	英語名							分類	グループ	引火点>60℃							
メチルアルコール	Methyl alcohol	Y	S/P	3	2G	制御	不要	T1	IIA	No	密閉	FT	AC	不要	15.12.1, 15.12.2, 15.12.3(2) (15.12.3.2), 15.12.3(23) (15.12.3.3), 15.12.4, 15.17, 15.19 & 15.22.12 (15.19)		
	(省略)																
参照先の修正																	

鋼船規則Ⅰ編 付属書 12 章表 2.1.2-2

正	現行	備考																
表 2.1.2-2. 船の長さが 150 m 以上の <u>を</u> 超える一層の強力甲板を有する船舶における最低鋼種	表 2.1.2-2. 船の長さが 150 m 以上の一層の強力甲板を有する船舶における最低鋼種	文言修正																
<table><tr><th>構造部材の分類</th><th>材料区分及び鋼種</th></tr><tr><td>強力甲板の縦強度部材</td><td>中央部 0.4L 間は $B/AH^{(1)}$</td></tr><tr><td>強力甲板上方にある連続した縦強度部材</td><td>中央部 0.4L 間は $B/AH^{(1)}$</td></tr><tr><td>船底と強力甲板の間に連続的な内殻縦通隔壁を有しない船舶における単船側部の外板</td><td>貨物区域内は $B/AH^{(1)}$</td></tr></table>	構造部材の分類	材料区分及び鋼種	強力甲板の縦強度部材	中央部 0.4L 間は $B/AH^{(1)}$	強力甲板上方にある連続した縦強度部材	中央部 0.4L 間は $B/AH^{(1)}$	船底と強力甲板の間に連続的な内殻縦通隔壁を有しない船舶における単船側部の外板	貨物区域内は $B/AH^{(1)}$	<table><tr><th>構造部材の分類</th><th>材料区分及び鋼種</th></tr><tr><td>強力甲板の縦強度部材</td><td>中央部 0.4L 間は $B/AH^{(1)}$</td></tr><tr><td>強力甲板上方にある連続した縦強度部材</td><td>中央部 0.4L 間は $B/AH^{(1)}$</td></tr><tr><td>船底と強力甲板の間に連続的な内殻縦通隔壁を有しない船舶における単船側部の外板</td><td>貨物区域内は $B/AH^{(1)}$</td></tr></table>	構造部材の分類	材料区分及び鋼種	強力甲板の縦強度部材	中央部 0.4L 間は $B/AH^{(1)}$	強力甲板上方にある連続した縦強度部材	中央部 0.4L 間は $B/AH^{(1)}$	船底と強力甲板の間に連続的な内殻縦通隔壁を有しない船舶における単船側部の外板	貨物区域内は $B/AH^{(1)}$	
構造部材の分類	材料区分及び鋼種																	
強力甲板の縦強度部材	中央部 0.4L 間は $B/AH^{(1)}$																	
強力甲板上方にある連続した縦強度部材	中央部 0.4L 間は $B/AH^{(1)}$																	
船底と強力甲板の間に連続的な内殻縦通隔壁を有しない船舶における単船側部の外板	貨物区域内は $B/AH^{(1)}$																	
構造部材の分類	材料区分及び鋼種																	
強力甲板の縦強度部材	中央部 0.4L 間は $B/AH^{(1)}$																	
強力甲板上方にある連続した縦強度部材	中央部 0.4L 間は $B/AH^{(1)}$																	
船底と強力甲板の間に連続的な内殻縦通隔壁を有しない船舶における単船側部の外板	貨物区域内は $B/AH^{(1)}$																	
(備考) (1) B は材料記号 KB , AH は材料記号 $K432$, $K436$ 及び $K440$ を示す。	(備考) (1) B は材料記号 KB , AH は材料記号 $K432$, $K436$ 及び $K440$ を示す。																	

鋼船規則Ⅰ編 付属書 12 章表 2.1.2-3

正	現行	備考																
表 2.1.2-3. 船の長さが 250 m 以上の <u>を</u> 超える船舶における最低鋼種	表 2.1.2-3. 船の長さが 250 m 以上の船舶における最低鋼種	文言修正																
<table><tr><th>構造部材の分類</th><th>材料区分及び鋼種</th></tr><tr><td>強力甲板の舷側厚板 ⁽¹⁾</td><td>中央部 0.4L 間は <i>E/EH</i> ⁽²⁾</td></tr><tr><td>強力甲板の梁上側板 ⁽¹⁾</td><td>中央部 0.4L 間は <i>E/EH</i> ⁽²⁾</td></tr><tr><td>ビルジ外板 ⁽¹⁾</td><td>中央部 0.4L 間は <i>D/DH</i> ⁽³⁾</td></tr></table> (備考) (1) 上記の表に示す <i>D/DH</i> 級又は <i>E/EH</i> 級が要求される鋼材の一条であって、船の中央部 0.4L 間にあるものは、船舶の設計の形状による制限がない場合、その幅を 800+5<i>L</i> (mm) 以上とすること。ただし、1,800 mm を超える必要はない。 (2) <i>E</i> は材料記号 <i>KE</i>, <i>EH</i> は材料記号 <i>KE32</i>, <i>KE36</i> 及び <i>KE40</i> を示す。 (3) <i>D</i> は材料記号 <i>KD</i>, <i>DH</i> は材料記号 <i>KD32</i>, <i>KD36</i> 及び <i>KD40</i> を示す。	構造部材の分類	材料区分及び鋼種	強力甲板の舷側厚板 ⁽¹⁾	中央部 0.4L 間は <i>E/EH</i> ⁽²⁾	強力甲板の梁上側板 ⁽¹⁾	中央部 0.4L 間は <i>E/EH</i> ⁽²⁾	ビルジ外板 ⁽¹⁾	中央部 0.4L 間は <i>D/DH</i> ⁽³⁾	<table><tr><th>構造部材の分類</th><th>材料区分及び鋼種</th></tr><tr><td>強力甲板の舷側厚板 ⁽¹⁾</td><td>中央部 0.4L 間は <i>E/EH</i> ⁽²⁾</td></tr><tr><td>強力甲板の梁上側板 ⁽¹⁾</td><td>中央部 0.4L 間は <i>E/EH</i> ⁽²⁾</td></tr><tr><td>ビルジ外板 ⁽¹⁾</td><td>中央部 0.4L 間は <i>D/DH</i> ⁽³⁾</td></tr></table> (備考) (1) 上記の表に示す <i>D/DH</i> 級又は <i>E/EH</i> 級が要求される鋼材の一条であって、船の中央部 0.4L 間にあるものは、船舶の設計の形状による制限がない場合、その幅を 800+5<i>L</i> (mm) 以上とすること。ただし、1,800 mm を超える必要はない。 (2) <i>E</i> は材料記号 <i>KE</i>, <i>EH</i> は材料記号 <i>KE32</i>, <i>KE36</i> 及び <i>KE40</i> を示す。 (3) <i>D</i> は材料記号 <i>KD</i>, <i>DH</i> は材料記号 <i>KD32</i>, <i>KD36</i> 及び <i>KD40</i> を示す。	構造部材の分類	材料区分及び鋼種	強力甲板の舷側厚板 ⁽¹⁾	中央部 0.4L 間は <i>E/EH</i> ⁽²⁾	強力甲板の梁上側板 ⁽¹⁾	中央部 0.4L 間は <i>E/EH</i> ⁽²⁾	ビルジ外板 ⁽¹⁾	中央部 0.4L 間は <i>D/DH</i> ⁽³⁾	
構造部材の分類	材料区分及び鋼種																	
強力甲板の舷側厚板 ⁽¹⁾	中央部 0.4L 間は <i>E/EH</i> ⁽²⁾																	
強力甲板の梁上側板 ⁽¹⁾	中央部 0.4L 間は <i>E/EH</i> ⁽²⁾																	
ビルジ外板 ⁽¹⁾	中央部 0.4L 間は <i>D/DH</i> ⁽³⁾																	
構造部材の分類	材料区分及び鋼種																	
強力甲板の舷側厚板 ⁽¹⁾	中央部 0.4L 間は <i>E/EH</i> ⁽²⁾																	
強力甲板の梁上側板 ⁽¹⁾	中央部 0.4L 間は <i>E/EH</i> ⁽²⁾																	
ビルジ外板 ⁽¹⁾	中央部 0.4L 間は <i>D/DH</i> ⁽³⁾																	

鋼船規則 PS 編 6 章 6.2.3-5.

正	現行	備考
-5. R 編 4.5 章 <u>4, 5</u> 章及び 11.6 の該当部分に準じたイナートガス装置，ガスフリー装置及び通気装置を備えなければならない。	-5. R 編 4.5 章及び 11.6 の該当部分に準じたイナートガス装置，ガスフリー装置及び通気装置を備えなければならない。	参照先の修正

鋼船規則 R 編 7 章 7.4.2

正	現行	備考
7.4.1-1(1)の規定により要求される火災探知警報装置は、これらの機関区域のあらゆる部分において、機関の通常の作動状態の下で、かつ、予想される周囲温度の範囲で要求される通風の変動の下で火災の発生を速やかに感知しうるよう設計され、配置されなければならない。高さが制限されている場合において温度式探知器の使用が特に適当である場合を除くほか、温度式探知器のみによる火災探知警報装置は認められない。火災探知警報装置は、船橋において及び責任のある機関士が聞きかつ視認することができるように十分な箇所において、火災以外の他の警報と視覚及び聴覚において識別し得る可視可聴警報を発するものでなければならない。船橋が無人の状態である場合には、警報は、責任ある乗組員が当直している場所に発せられなければならない。	7.4.1 の規定により要求される火災探知警報装置は、これらの機関区域のあらゆる部分において、機関の通常の作動状態の下で、かつ、予想される周囲温度の範囲で要求される通風の変動の下で火災の発生を速やかに感知しうるよう設計され、配置されなければならない。高さが制限されている場合において温度式探知器の使用が特に適当である場合を除くほか、温度式探知器のみによる火災探知警報装置は認められない。火災探知警報装置は、船橋において及び責任のある機関士が聞きかつ視認することができるように十分な箇所において、火災以外の他の警報と視覚及び聴覚において識別し得る可視可聴警報を発するものでなければならない。船橋が無人の状態である場合には、警報は、責任ある乗組員が当直している場所に発せられなければならない。	参照先の修正

鋼船規則検査要領 B 編 B2 B2.3.2-5.

正	現行	備考
-5. 規則 B 編 2.3.2-3.及び前-54.の規定により復原性試験を省略した場合, 当該船舶の軽荷重量及び重心位置は次によること。 (1) 軽荷重量並びに船の長さ方向及び幅方向の重心位置は, 前-54.(1)による値とする。 (2) 深さ方向の重心位置については, 復原性試験を実施した同型船の値又は本船に関して計算により求められる値のいずれか大きい方の値とする。	-5. 規則 B 編 2.3.2-3.及び前-5.の規定により復原性試験を省略した場合, 当該船舶の軽荷重量及び重心位置は次によること。 (1) 軽荷重量並びに船の長さ方向及び幅方向の重心位置は, 前-5.(1)による値とする。 (2) 深さ方向の重心位置については, 復原性試験を実施した同型船の値又は本船に関して計算により求められる値のいずれか大きい方の値とする。	参照先の修正 参照先の修正

鋼船規則検査要領 D 編 D15 D15.4.7

正	現行	備考
-2. 規則 D 編 15.4.7-5.ただし書きの「本会が適当と認めるところ」とは検査要領「 付録 C1 設計に関する参考資料」の「 コーンカップリングによる舵頭材と舵心材の結合 」をいう。 <u>規則 C 編 1 編 13.2.8.4 に従うことをいう。</u>	-2. 規則 D 編 15.4.7-5.ただし書きの「本会が適当と認めるところ」とは検査要領「付録 C1 設計に関する参考資料」の「コーンカップリングによる舵頭材と舵心材の結合」をいう。	参照先の修正

鋼船規則検査要領 W 編 W1 W1.1.2

正	現行	備考
規則 1.1.2 にいう「特殊な設計の船舶」(W2.1.4-1.(2))のただし書きに規定する船舶を除く。)において、次の(1)から(5)に掲げる要件を満足する場合、遠隔操作式カメラ装置は、船橋ウイングから船側を視認するための規則 2.1.4 の同等手段として認められる。 (1) 遠隔操作式カメラ装置の次に掲げる部品は冗長性を有すること。 (a) 主配電盤からカメラ及びスクリーンまでの動力用ケーブル及び遮断器 (b) カメラ (c) スクリーン (d) カメラからスクリーンまでの映像信号伝達系統 (e) 前(d)の系統に使用される部品及びケーブル (2) 遠隔操作式カメラ装置は、主電源から給電されること。(非常電源から給電される必要はない。) (3) 遠隔操作式カメラ装置は、船用材料・機器等の承認及び認定要領第7編1章表7.1-1.に示す環境条件のもとで、連続操作が可能であること。 (4) 遠隔操作式カメラ装置の映像が操船を行う場所において確認できること。 (5) 操船を行う場所から両舷の船側上端を直接視認できること。	規則 1.1.2 にいう「特殊な設計の船舶」(W2.1.4-1.(2))のただし書きに規定する船舶を除く。)において、次の(1)から(5)に掲げる要件を満足する場合、遠隔操作式カメラ装置は、船橋ウイングから船側を視認するための規則 2.1.4 の同等手段として認められる。 (1) 遠隔操作式カメラ装置の次に掲げる部品は冗長性を有すること。 (a) 主配電盤からカメラ及びスクリーンまでの動力用ケーブル及び遮断器 (b) カメラ (c) スクリーン (d) カメラからスクリーンまでの映像信号伝達系統 (e) 前(d)の系統に使用される部品及びケーブル (2) 遠隔操作式カメラ装置は、主電源から給電されること。(非常電源から給電される必要はない。) (3) 遠隔操作式カメラ装置は、船用材料・機器等の承認及び認定要領 第7編1章 表7.1-1.に示す環境条件のもとで、連続操作が可能であること。 (4) 遠隔操作式カメラ装置の映像が操船を行う場所において確認できること。 (5) 操船を行う場所から両舷の船側上端を直接視認できること。	参照先の修正

鋼船規則検査要領 GF 編 GF6 GF6.4.6-2

正	現行	備考
-2. 規則 GF 編 6.4.9-3.(3)(h)及び 6.4.9-4.(1)(a)の規定に定める荷重状態に対する支持構造の解析は、次の(1)及び(2)に示す状態を考慮したものとする。 (1) 30 度の横傾斜時における液化ガス燃料を含む液化ガス燃料タンク重量による静荷重及び波浪変動圧を含まない静的外水圧を受けた状態 (2) 液化ガス燃料を含む液化ガス燃料タンク重量に規則 GF 編 6.4.9-4.(1)(a)の規定に定める船体運動に起因する加速度が加わり波浪変動圧を受けた状態。この波浪変動圧は、規則 C 編 2-9<u>編 4.3</u> 章及び 2 <u>編 4</u> 章の規定によって差し支えない。	-2. 規則 GF 編 6.4.9-3.(3)(h)及び 6.4.9-4.(1)(a)の規定に定める荷重状態に対する支持構造の解析は、次の(1)及び(2)に示す状態を考慮したものとする。 (1) 30 度の横傾斜時における液化ガス燃料を含む液化ガス燃料タンク重量による静荷重及び波浪変動圧を含まない静的外水圧を受けた状態 (2) 液化ガス燃料を含む液化ガス燃料タンク重量に規則 GF 編 6.4.9-4.(1)(a)の規定に定める船体運動に起因する加速度が加わり波浪変動圧を受けた状態。この波浪変動圧は、規則 C 編 2-9 編 4.3 の規定によって差し支えない。	参照先の修正

鋼船規則検査要領 M 編 M2 表 M2.1.1-3.

正			備考
表 M2.1.1-3. 溶接材料の選定 (ボイラ及び熱交換器用鋼管, 圧力配管用鋼管, 管寄材及び低温用鋼管)			
母材の種類	母材の材料記号	適用できる溶接材料の記号 ⁽¹⁾	
ボイラ及び熱交換器用鋼管, 圧力配管用鋼管, 管寄材	KSTB33, KSTB35, KSTPG38, KSTS38, KSTPT38	1, 2, 3, 51, 52, 53, 54, 52Y40, 53Y40, 54Y40, 55Y40, L1, L2, L3	
	KSTB42, KSTPG42, KSTS42, KSTPT42, KBH-1	51, 52, 53, 54, 52Y40, 53Y40, 54Y40, 55Y40, L2, L3, 2Y42, 3Y42, 4Y42, 5Y42	
	KSTS49, KSTPT49, KBH-2	51, 52, 53, 54, 52Y40, 53Y40, 54Y40, 55Y40, L3, 2Y42, 3Y42, 4Y42, 5Y42	
低温用鋼管	KLPA	L1, L2, L3, 54, 54Y40, 55Y40	
	KLPB, KLPC	L2, L3	
	KLP9	L91, L92	
(備考)			
(1) 表中の記号は、表規則 M 編表 M6.1, 表表 M6.12, 表表 M6.21, 表表 M6.29 及び表表 M6.58 に示す溶接材料の記号のうち、末尾の表示が同じ溶接材料を示す。(例：表中「3」の記号は KMW3, KAW3, KSW3 及び KEW3 を, 「L3」の記号は KMWL3, KAWL3 及び KSWL3 を, 「3Y42」の記号は KMW3Y42, KAW3Y42 及び KSW3Y42 を示す。)			文言修正

鋼船規則検査要領 M 編 M2 表 M2.1.1-4.

正			備考
表 M2.1.1-4. 溶接材料の選定 (ボイラ用圧延鋼板及び圧力容器用圧延鋼板)			
母材の種類	母材の材料記号	適用できる溶接材料の記号 ⁽¹⁾	
ボイラ用圧延鋼板	KP42	51, 52, 53, 54, 52Y40, 53Y40, 54Y40, 55Y40, L2, L3, 2Y42, 3Y42, 4Y42, 5Y42	
	KP46, KP46, KP49, KP49	51, 52, 53, 54, 52Y40, 53Y40, 54Y40, 55Y40, L3, 2Y42, 3Y42, 4Y42, 5Y42	
圧力容器用圧延鋼板	KPV24 ⁽²⁾	2, 3, 52, 53, 54, 52Y40, 53Y40, 54Y40, 55Y40, 2Y42, 3Y42, 4Y42, 5Y42	
	KPV32 ⁽³⁾	52, 53, 54, 52Y40, 53Y40, 54Y40, 55Y40, 2Y42, 3Y42, 4Y42, 5Y42	
	KPV36	63Y47, 2Y42, 3Y42, 4Y42, 5Y42, 2Y46, 3Y46, 4Y46, 5Y46, 3Y50, 4Y50, 5Y50	
	KPV42, KPV46	63Y47, 3Y50, 4Y50, 5Y50, 3Y55, 4Y55, 5Y55	
	KPV50	3Y55, 4Y55, 5Y55, 3Y62, 4Y62, 5Y62	
(備考)			
(1) 表中の記号は、表規則 M 編表 M6.1, 表表 M6.12, 表表 M6.21, 表表 M6.29 及び表表 M6.58 に示す溶接材料の記号のうち、末尾の表示が同じ溶接材料を示す。(例：表中「3」の記号は KMW3, KAW3, KSW3 及び KEW3 を, 「L3」の記号は KMWL3, KAWL3 及び KSWL3 を, 「3Y42」の記号は KMW3Y42, KAW3Y42 及び KSW3Y42 を示す。)			
(2) 表中の記号のうち「2, 3, 52, 53, 54, 52Y40, 53Y40, 54Y40, 55Y40」は, KMW 及び KSW のみに適用する。			
(3) 表中の記号のうち「52, 53, 54, 52Y40, 53Y40, 54Y40, 55Y40」は, KMW 及び KSW のみに適用する。			
			文言修正

鋼船規則検査要領 M 編 M2 M2.2.1-1.

正	現行	備考
-1. 規則 M 編 2.2.1(2)において、規則 K 編 3.12 に規定する脆性亀裂アレスト特性が考慮された鋼材に対しては、K 編表 K3.40 及び表 K3.41 に規定する脆性亀裂アレスト特性区分の添字を除いた鋼材に対して承認された溶接施工方法及びその施工要領を適用することができる。ただし、表規則 M 編表 M4.2 備考(5)にいう大入熱溶接の場合を除く。	-1. 規則 M 編 2.2.1(2)において、規則 K 編 3.12 に規定する脆性亀裂アレスト特性が考慮された鋼材に対しては、K 編表 K3.40 及び表 K3.41 に規定する脆性亀裂アレスト特性区分の添字を除いた鋼材に対して承認された溶接施工方法及びその施工要領を適用することができる。ただし、表 M4.2 備考(5)にいう大入熱溶接の場合を除く。	文言修正

鋼船規則検査要領 M 編 M2 M2.2.2-1.

正	現行	備考
-1. 規則 M 編 2.2.2-2.(2)において、規則 K 編表 K3.40 又は表 K3.41 に定める材料記号の末尾に付される記号（例：-BCA6000）を含める必要はない。ただし、表規則 M 編表 M4.2 備考(5)にいう大入熱溶接の場合を除く。	-1. 規則 M 編 2.2.2-2.(2)において、規則 K 編表 K3.40 又は表 K3.41 に定める材料記号の末尾に付される記号（例：-BCA6000）を含める必要はない。ただし、表 M4.2 備考(5)にいう大入熱溶接の場合を除く。	文言修正

鋼船規則検査要領 M 編 M2 M2.4.1-2.

正	現行	備考
-2. 規則 M 編 2.4.1-1.(2)(c) にいう「本会が適当と認めた場合」の取扱いは、原則として次による。 (1) 適用鋼材は、次のとおりとする。 (a) 鋼材は、厚さが 25 mm 以下の TMCP 型高張力鋼材のうち KA32, KD32, KA36 又は KD36 とする。 (b) 鋼材の炭素当量 (C_{eq}) は、表 M2.4.3-1.（備考）—(3)により算出し、0.36%以下とする。 (2) 溶接法は、手溶接又はグラビティ溶接による 1 パス水平すみ肉溶接とし、M4.3.1 により本会の承認を取得していること。 (3) 溶接棒は、M6.2.1 により高張力鋼用非低水素系溶接棒として本会の認定を取得していること。 (4) 前(3)にかかわらず、溶接部の補修溶接には、低水素系溶接棒を使用すること。	-2. 規則 M 編 2.4.1-1.(2)(c) にいう「本会が適当と認めた場合」の取扱いは、原則として次による。 (1) 適用鋼材は、次のとおりとする。 (a) 鋼材は、厚さが 25 mm 以下の TMCP 型高張力鋼材のうち KA32, KD32, KA36 又は KD36 とする。 (b) 鋼材の炭素当量 (C_{eq}) は、表 M2.4.3-1. (備考) (3)により算出し、0.36%以下とする。 (2) 溶接法は、手溶接又はグラビティ溶接による 1 パス水平すみ肉溶接とし、M4.3.1 により本会の承認を取得していること。 (3) 溶接棒は、M6.2.1 により高張力鋼用非低水素系溶接棒として本会の認定を取得していること。 (4) 前(3)にかかわらず、溶接部の補修溶接には、低水素系溶接棒を使用すること	文言修正

鋼船規則検査要領 M 編 M4 表 M4.3.1-2.

正		備考
表 M4.3.1-2. 判定要領		参照先の修正
表面割れ	溶接後 48 時間経過後、ビード表面全線に対し浸透深傷試験又は磁粉探傷試験を行い、表面割れの無いことを確認する。ただし、クレータ割れは表面割れとは見なさない。	
断面割れ	クレータ部を除く溶接部の 3 断面に対し、ルーペ（5~10 倍）によりルート割れとトウ割れを検査し、断面割れの無いことを確認する。ただし、0.5 mm 未満のものは割れとは見なさない。	
硬さ試験	規則 M 編 6.2.13 の他に図 M4.3.1-2.7 に示す箇所における硬さ分布を測定する。ただし、硬さ値は参考とする。	

鋼船規則検査要領 M 編 M6 M6.1.3-2.

正	現行	備考
-2. 規則 M 編 6.1.3-8.に関する取扱いは、表 M6.1.3-1. 及び表規則 M 編表 M5.10 による。	-2. 規則 M 編 6.1.3-8.に関する取扱いは、表 M6.1.3-1. 及び表 M5.10 による。	文言修正

鋼船規則検査要領 M 編 M6 M6.2.11-2.

正	現行	備考
-2. 規則 M 編 6.2.11-2.表及び表 M6.9 の(備考)(1)に規定する水銀法又はガスクロマトグラフ法で水素量の平均値が $0.05 \text{ cm}^3/\text{g}$ 以下の場合には、製造者の申請により種類の記号の後に添字 H5 をつけることができる。(添字例:KMW53H5)	-2. 規則 M 編 6.2.11-2.表 M6.9 の(備考)(1)に規定する水銀法又はガスクロマトグラフ法で水素量の平均値が $0.05 \text{ cm}^3/\text{g}$ 以下の場合には、製造者の申請により種類の記号の後に添字 H5 をつけることができる。(添字例:KMW53H5)	文言修正

荷役集中監視制御設備規則検査要領 2 章 2.2.2-1.

正	現行	備考
-1. 規則 2.2.2 にいう「本会の適当と認めるところ」とは、「 <u>船用船用材料・機器等の承認及び認定要領</u> 」第 7 編 1 章及び 4 章に規定された試験に合格したものをいう。	-1. 規則 2.2.2 にいう「本会の適当と認めるところ」とは、「船用材料・機器等の承認及び認定要領」第 7 編 1 章及び 4 章に規定された試験に合格したものをいう。	文言修正

以上